

2月は児童手当の支給月です

令和2年10月から令和3年1月分の児童手当・特例給付を、受給対象者の口座に振込みますのでご確認ください。

【支給日】令和3年2月10日(水)

※児童手当・特例給付は、年3回(6月・10月・2月)の支給月に4カ月分ずつ支給されます。

※令和2年10月から、支払通知書の送付は年1回となりました(10月に、1年間の支払予定額を記した通知を送付)。

〈問い合わせ〉

子育て世代包括支援センター みなっこ TEL(67) 2715

【手当月額(対象児童1人につき)】

〈児童手当〉

- 3歳未満(一律) …… 15,000円
- 3歳から小学校修了前
第1子・第2子 …… 10,000円
第3子以降 …… 15,000円
- 中学生(一律) …… 10,000円

〈特例給付(※所得制限を超えた場合)〉

- 0歳から中学生(一律) …… 5,000円

施設等利用給付認定の手続きについて (幼児教育・保育の無償化)

以下の対象施設・サービスを利用する人は、無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」の手続きが必要です。利用開始日の前月15日までに、必要書類をそろえて提出してください。

※令和2年度から継続して利用予定の人も、令和3年度分の申請が必要です。

〈対象子ども〉

- 3～5歳
- 非課税世帯の0～2歳

〈対象施設・サービス〉

- 新制度未移行の幼稚園(私学助成園)、認可外保育施設、一時預かり事業(村立保育所を除く)、病児保育、ファミリーサポートセンター など

※詳細は、村ホームページをご確認ください。

〈問い合わせ〉子育て世代包括支援センター みなっこ TEL(67) 2715



村HP

マイナポイント事業が 令和3年9月末まで延長されます!!

マイナンバーカードを持っている人を対象にしたポイント付与制度「マイナポイント」について、令和3年3月末までであった期限を9月末まで延長されることが決まりました。「マイナポイント」はマイナンバーカードを使ってインターネットで事前に申し込むと、キャッシュレス決済サービスを利用した額の25%が買い物に使えるポイントとして、最大で1人5,000円分還元される制度です。対象者は、すでにマイナンバーカードを所有している人もしくはマイナンバーカード申請を令和3年3月末までにされた人になります。下記に記載しているホームページなどを参照いただき、お早め手続きしてください。



マイナンバーカードの作成



マイナポイントの予約・申込



マイナポイントが使える決済サービス一覧

〈問い合わせ〉 マイナポイントに関すること 政策企画課 情報管理係 TEL(67) 2230
マイナンバーカードに関すること 住民福祉課 住基係 TEL(67) 2702